

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「(仮) 障害福祉サービス事業所等におけるICT導入支援事業費補助金」の
要望調査結果について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、先般、令和2年6月2日付け障第391号「(仮) 障害福祉サービス事業所等におけるICT導入支援事業費補助金」の要望調査についてにて、要望調査をさせていただいたところ、多数の事業者様から回答をいただきました。

そのため、予算枠や内容精査等の検討により、下記のとおり対応させていただくこととしましたので、ご承知をお願いします。

なお、交付対象予定とした事業に該当する計画を提出いただいた施設等におかれましても、現時点では県予算措置は不確定ですので、ご注意願います。

記

1 補助金対象予定とする事業

- 事業内容：国が令和2年度補正予算として特記して示した「新型コロナウイルス感染症防止のため、施設等利用者と関係者とのオンラインによる面会に要する経費」
- 対象事業等：障害者支援施設、障害児入所施設、相談系事業所（計画相談支援、障害児相談支援等）

2 留意事項

- 通所系サービス（下記）において「新型コロナウイルス感染症対策としてICTを活用し、通所しない利用者の居宅に利用者用タブレット等オンライン端末を貸与等し、双方向で健康管理や相談援助等を行う代替サービス等に要する経費」につきましては、国が補正予算にて示す他事業にて補助対象とされる見込みがあることから、追って連絡します。

※なお、放課後等デイサービス事業所等においては、県が別途補助金を予定する「岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス確保支援事業費補助金の交付申請書（案）の提出について」（令和2年6月18日付け障第466号岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知）に示す補助金が活用できるため、対象事業期間内に当該事業に該当がある場合は、交付申請を予定願います。

<通所系サービス>

- ・指定障害福祉サービス事業所（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援）
- ・指定障害児通所支援事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課		
係 長	事業所指導係 奥村	担 当	社会参加推進係 三田村
電 話	058-272-8302（直通）		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		